

労働災害が起こる前に知っておきたい知識



労災かくしは、犯罪です。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

千葉労働基準監督署

労働災害が発生！

1

被災者の救護が最優先！

まずは、症状に応じた適切な対応を取りましょう

危険な行為の例

- ・ 容態を確認しないまま動かす（搬送する）
- ・ 安全な経路・方法が確保されないまま高所などから搬送する



出典：消防庁ホームページ

重大な病気やけがの可能性あります！

※発熱等の症状がある場合は、新型コロナウイルスに関する受診・相談センターに電話相談し、まいよう。特に、妊婦や高齢者がある内については、発熱等の症状がある場合は、新型コロナウイルスに関する受診・相談センターに電話相談するか、速やかに発熱外来/かかりつけ医/地域外来・検査センターを要診し、まいよう。 ※さらに、119番通報などの判断に迷った時は、お近くの救急相談窓口（#7119等）にご相談下さい。

2

2次災害の防止

2次災害による被害を防止しましょう

リスクが残存している場合には、2次災害が起こり、他の人も被害に遭う可能性があります。現場の状況から適切に判断し、2次災害を起こさないための対応を取りましょう。

特に注意を要するケース

- ・ 酸素欠乏
- ・ 有害ガス漏えい
- ・ 土砂崩壊
- ・ 足場倒壊
- ・ 悪天候（風雨・出水）
- ・ 感電

など



そのときどうする？

3

連絡・報告

被災者の家族、会社、労働基準監督署などへ連絡・報告
しましょう

関係先（家族、会社、労基署など）へ連絡・報告し、情報を伝達するとともに、必要な指示を受けましょう。
連絡を受けた側は、起きた災害を責めるのではなく、状況把握と事後対応を優先しましょう。

現場で労災事故が
発生しました…。



はあ～!?お宅どうなっ
ているの。迷惑だな。



4

再発防止対策

原因を究明し、再発防止対策を講じましょう

災害が発生した状況を調査し、原因を究明しましょう。
判明した原因に対して、実効性のある再発防止対策を講じましょう。

発生原因を調査



再発防止対策を策定



策定した対策の実行



「労災かくし」とは何ですか？

事業者は、労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署に提出しなければなりません。

「労災かくし」とは、事業者が労災事故の発生をかくすため、労働者死傷病報告を、

- (1) 故意に提出しないこと
- (2) 虚偽の内容を記載して提出すること



をいいます。

労働者死傷病報告（休業4日以上）様式

労災かくしをするとどうなりますか？

労災かくしは、

- (1) 被災者の治療や補償が適切に行われぬおそれがある
- (2) 事実の隠ぺいにより同種災害の再発防止対策が適切に行われぬおそれがある
- (3) 労働基準監督署が事実を把握できないことにより、労働災害の防止に向けた行政の適切な遂行が妨げられるおそれがある

など、影響が多方面にわたる悪質な行為です。

労働基準監督署では、労災かくしを行った関係者に対して、労働安全衛生法違反として送検するなど、厳正に対応しています。

労災かくし送検事例

電線敷設工事において、2次下請け業者であるX社の労働者が設備と接触して負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、X社の代表取締役Aは、元請Y社の現場代理人Bと共謀し、所轄労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかったため、同署はA及びBの両名と、法人としてのX社を検察庁に書類送検した。

お問い合わせ先
千葉労働基準監督署 安全衛生課
043-308-0672